

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）については、平成27年厚生労働省告示第226号「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下「厚生労働省告示」という。）に基づき、国が地方交付税措置を行い、市区町村が14回程度の妊婦健診費用の公費負担を行っているところで

す。

厚生労働省としては、厚生労働省告示で示した検査項目の実施を推奨しておりますが、市区町村において必ずしもすべての検査項目に対して公費負担が実施されている状況ではないこと（令和4年4月時点で、厚労省告示の検査項目をすべて実施している市町村は86.3%）、個々の医療機関において必要に応じて追加的な検査が実施される場合があること等から、妊婦健診に係る費用負担等の実態等を把握するため、厚生労働省の国庫補助事業である令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」において、公益社団法人日本産科婦人科医会の御協力のもと、全国の妊婦健診実施機関に対し実態調査を実施いたしました（別添1）。

当該調査において、血算検査、超音波検査、サイトメガロウイルス感染症検査などが追加的に実施される場合があること、2割超の医療機関では事前に妊婦健診の費用が提示されていないことや、7%の医療機関では追加的な検査の内容について説明していないこと等が報告されています。

妊婦自身による適切な健康管理を促す観点から、下記のとおり、妊婦健診の項目や費用についてのわかりやすい情報提供についてご協力をお願いいたします。なお、別添2の通り、都道府県及び市区町村に対して、妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について、依頼している旨を申し添えます。

また、別添3のとおり厚生労働省告示において、妊婦健診の実施時期及び回数並びに内容等について示しておりますが、各市区町村の公費負担については、必要に応じて、各市区町村にご確認いただきますようお願いいたします。厚生労働省としても、引き続き、妊産婦への切れ目のない支援を推進して参ります。

記

1. 妊婦の方々が、妊婦健診にかかる費用を適切に把握できるよう、各医療機関で実施する検査とその費用について、ホームページ、リーフレット等わかりやすい形で提示できるよう工夫をすること。また、口頭で説明する際は、初回受診時だけではなく、たとえば自己負担が発生する際など、必要に応じて、適宜、情報提供を行うこと。

例) 妊婦健康診査 1回 〇〇〇〇円
血算検査 1回 〇〇〇〇円
超音波検査 1回 〇〇〇〇円 等

2. 各市区町村の公費負担の内容を妊婦健診受診券やホームページ等で確認の上、妊婦の費用負担が生じる場合には、その内容及び費用について説明すること。

以上

- 別添1 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査」の結果概要（医療機関調査・市区町村）

※当該研究の報告書については、令和5年4月10日に補助事業者（野村総合研究所）のウェブサイトに掲載予定。

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2023/mcs/social_security/0410_8

- 別添2 妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について（依頼）

- 別添3 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号）

（参考）妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691_00004.html

（照会先）厚生労働省子ども家庭局母子保健課
TEL：03-5253-1111（内線4975、4980）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究」

医療機関アンケート調査結果概要

産婦人科医会所属の医療機関にアンケートを送付し、悉皆調査を実施

医療機関向けアンケート調査の概要

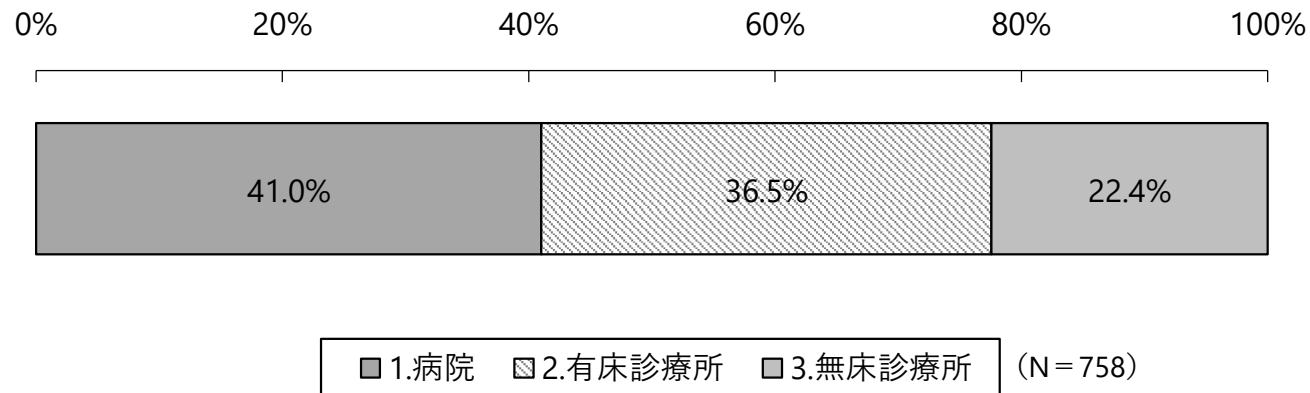
目的	- 妊婦健康診査事業の実施状況やその内容についての現状の把握 - 妊婦健康診査事業の費用負担に関する現状及び課題の把握
手法	Webアンケート（アンケート回答用のURL・QRコードを郵送）
対象	3,923施設
実施期間	令和4年11月30日～令和4年12月16日
有効回答率	19.2%（有効回答数は753施設）

下記の項目について調査を実施

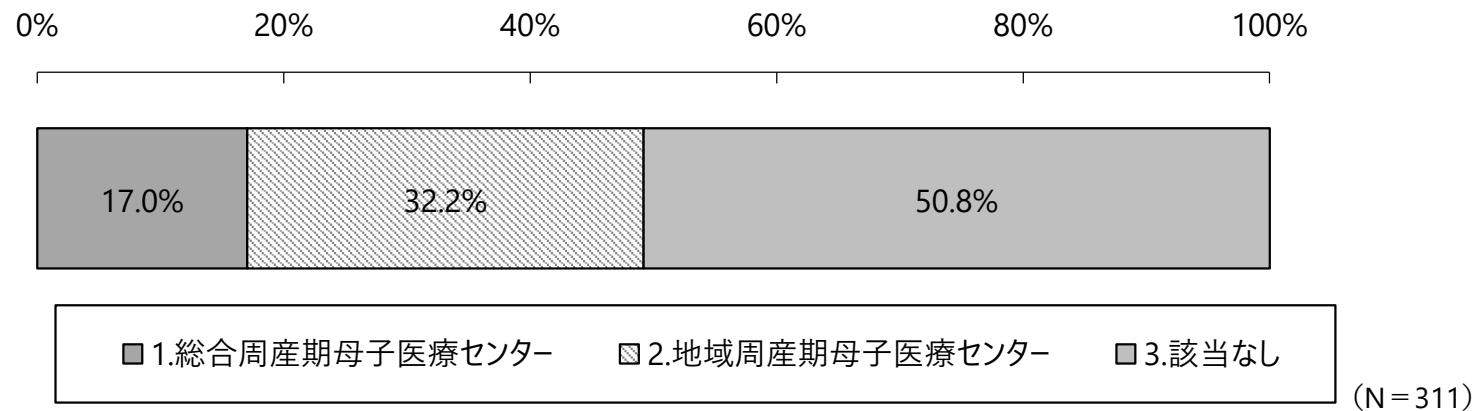
調査全体像			
目的	把握事項	対応する設問群	
基礎情報 把握	基本情報	属性	Q1：医療機関名・所在地
			Q2：医療機関の類型
			Q3：医療機関の機能
			Q4：病床数・参加病床数
			Q5：分娩取扱いの有無
			Q6：年間分娩件数
妊婦健診 事業の 実施状況	実施状況	実施状況	Q7：妊婦健診の実施有無
			Q8：実施件数（1週間当たり）
		費用負担	Q9：費用補助の形式
			Q10：健診項目ごとの実施回数
			Q11：健診項目ごとの自治体が補助が出ている回数
	工夫と課題	体制構築上の 工夫	Q12：追加的な検査の受診有無の選択
			Q13：個人負担の有無
			Q14：任意で実施している追加的な検査の単価
			Q15：費用に関する説明方法
			Q16：費用説明タイミング
			Q17：費用提示項目
			Q18：費用提示方法
			Q19：内容と費用の提示方法
			Q20：情報共有のタイミング

施設類型、施設の機能は以下の通りである。

質問2：施設類型（単一回答）



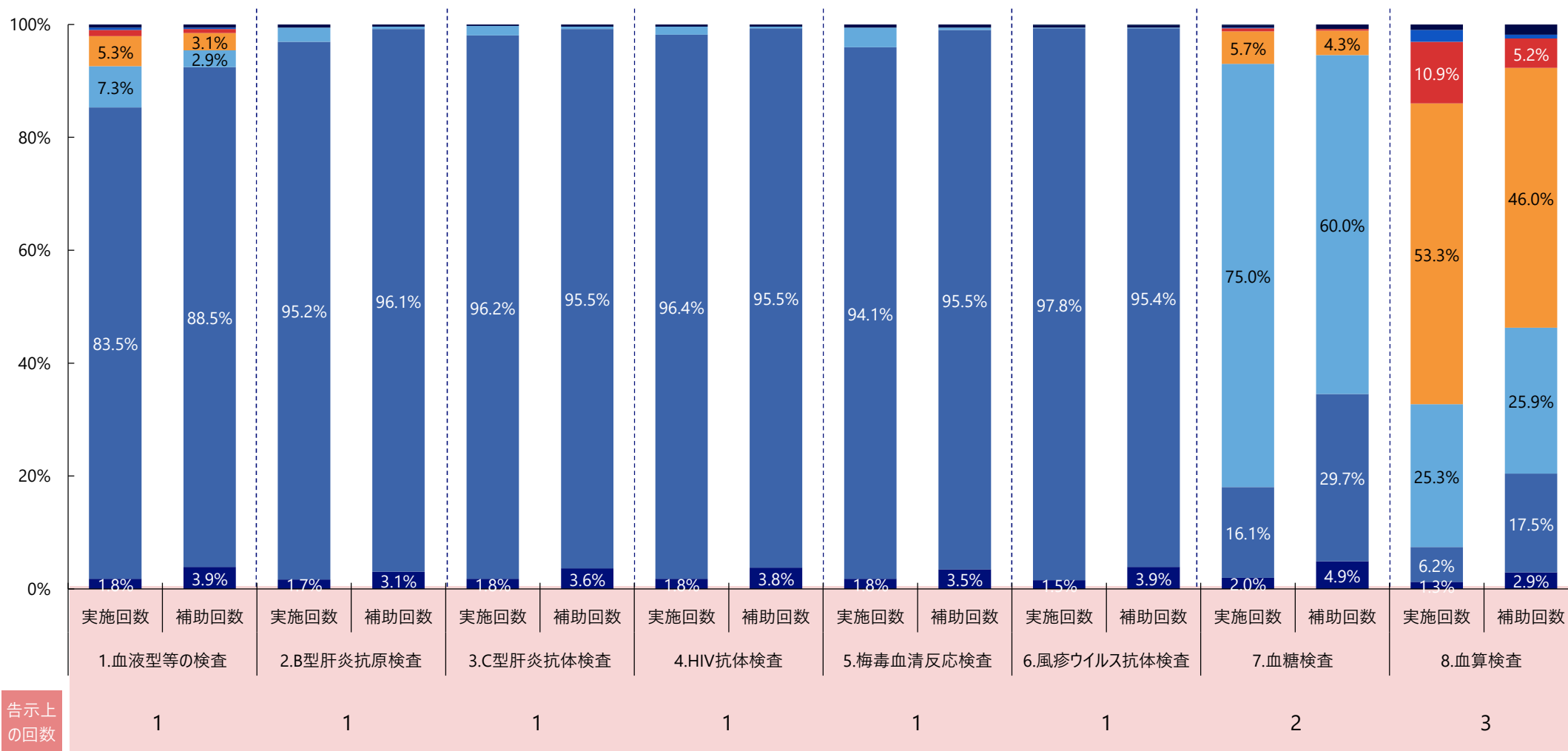
質問3：施設の機能（単一回答）
（質問2で1.病院と回答した場合に回答）



血算検査、血糖検査に関しては、医療機関での実施回数と公費負担の回数に乖離がある。

健診項目ごとの実施回数と自治体から補助が出ている回数（1／2）

※実施回数については、標準的な妊婦（多胎などのケースを除く）の場合



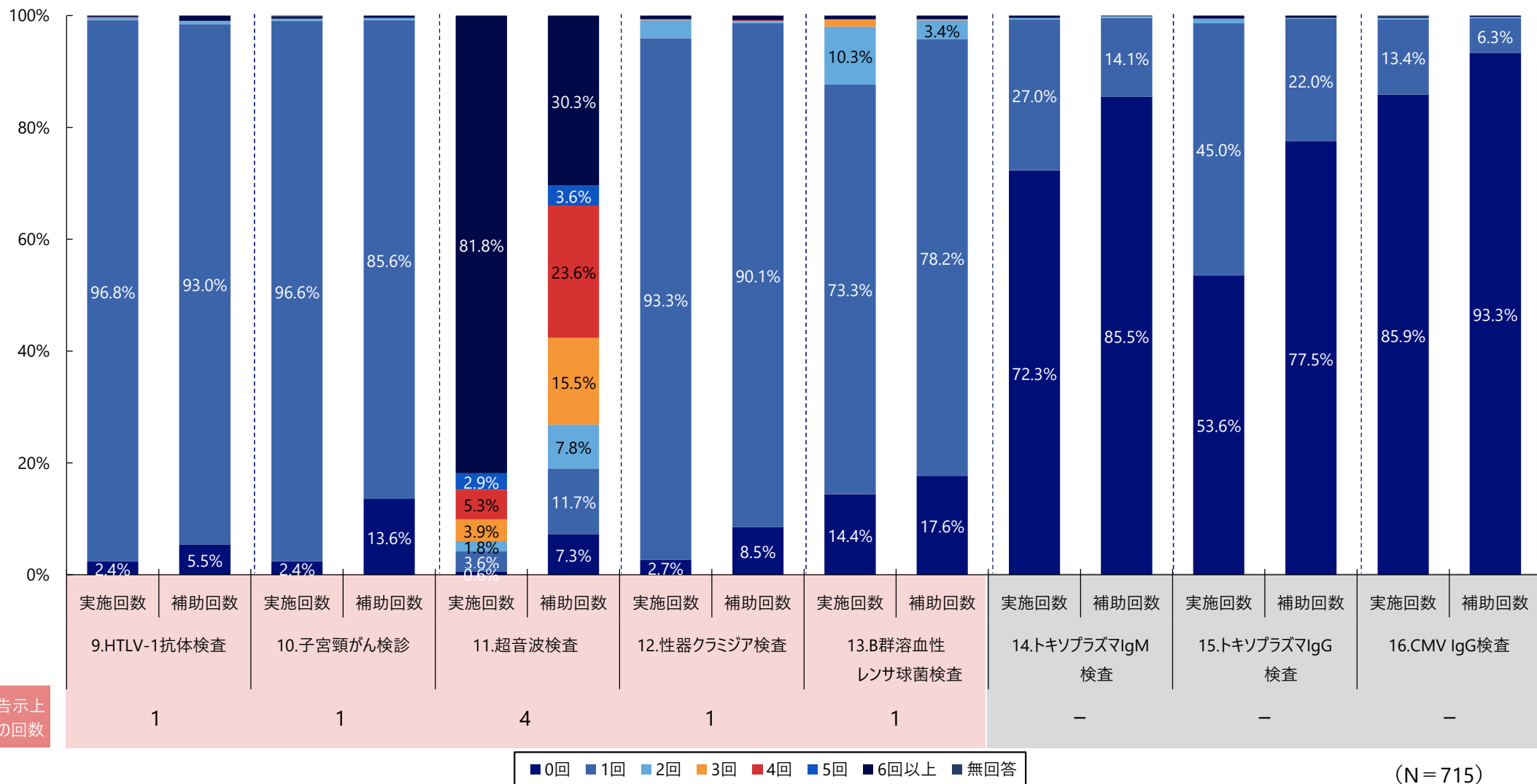
0回 1回 2回 3回 4回 5回 6回以上 無回答

(N = 715)

超音波検査に関しては、医療機関の実施回数と公費負担の回数に乖離がある。一部ではトキソプラズマやサイトメガロの検査も実施されている。

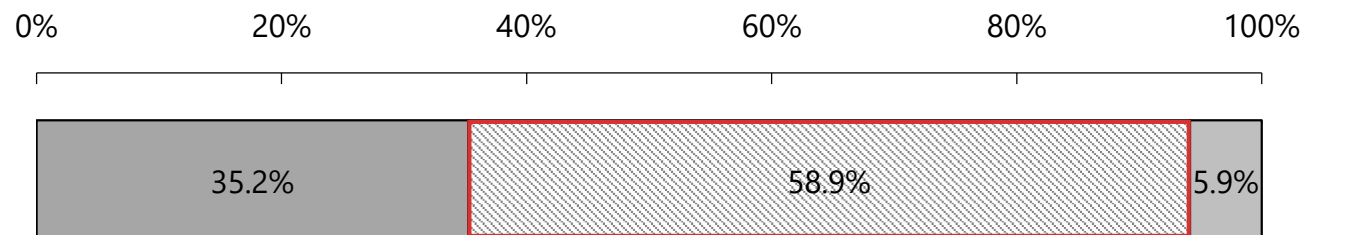
健診項目ごとの実施回数と自治体から補助が出ている回数 (2/2)

※実施回数については、標準的な妊婦（多胎などのケースを除く）の場合



公費負担とならない追加的な検査について、35%の医療機関で妊婦に公費負担の対象でないことを説明した上で自由に選択できる形にしている一方で、約6割の医療機関では原則検査を受けることになっている。

質問12：追加的な検査の受診有無（単一回答）



- 1.妊婦に助成対象でないことを説明した上で自由に選択できる形にしている
- ▨ 2.原則妊婦に検査を受けていただいている
- 3.その他

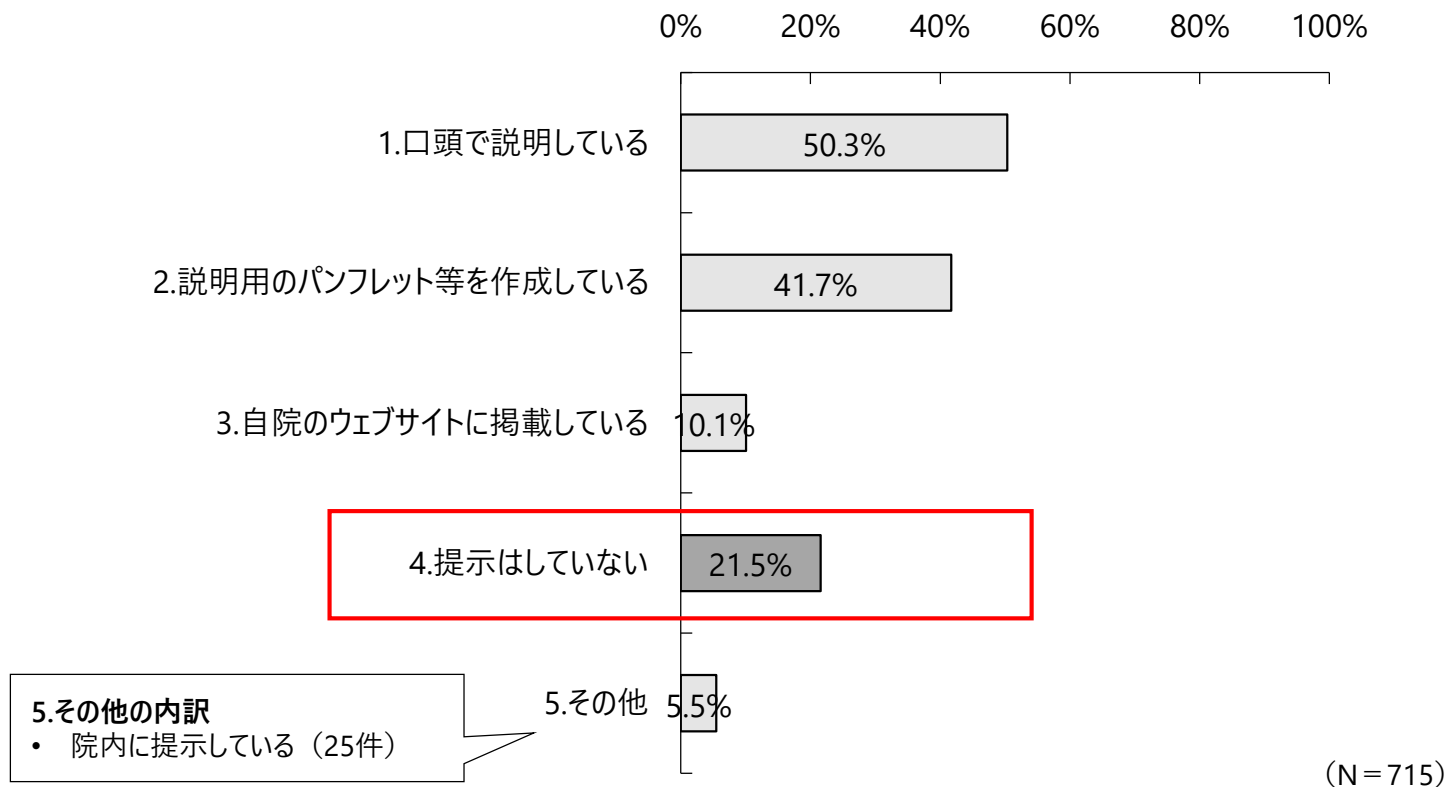
(N = 715)

3.その他の内訳

- 追加的な検査を実施していない（22件）
- 原則受診していただく項目とそうでない項目がある（5件）
- 希望があった場合のみ実施している（4件）

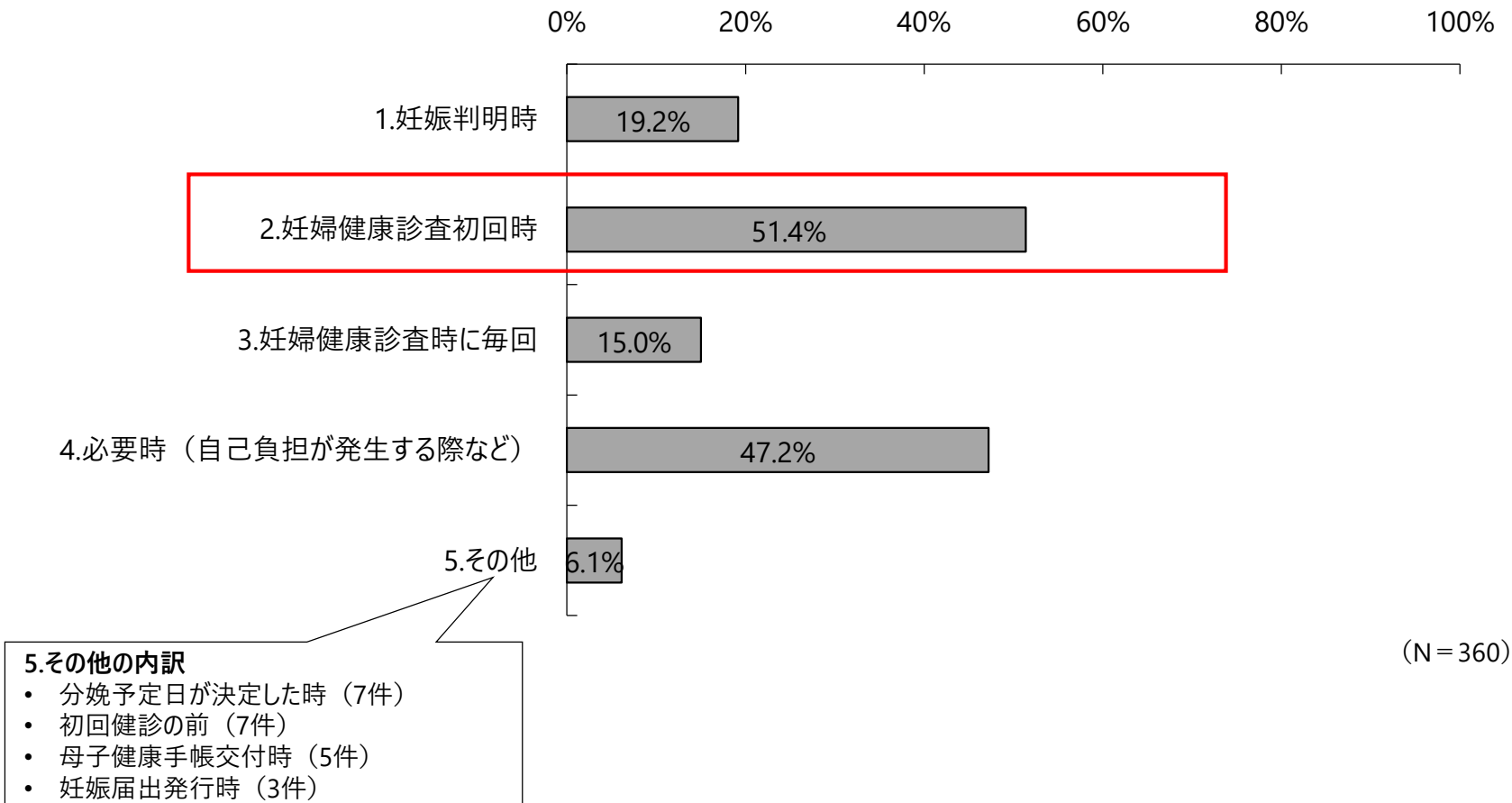
妊婦健康診査の費用について、約5割の医療機関では口頭で、約4割の医療機関では説明用のパンフレット等を作成して提示している一方で、約2割の医療機関では事前に費用が提示されていない。

質問15：事前の費用提示方法（複数回答）



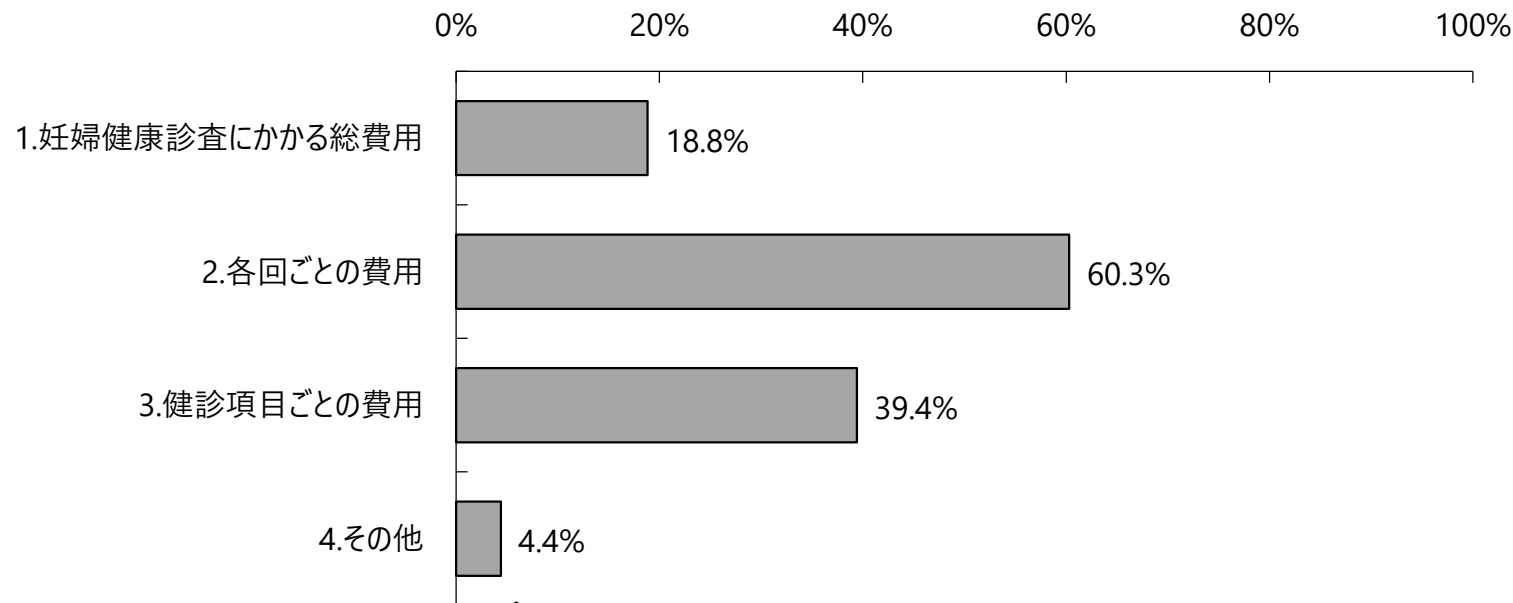
妊婦健康診査の費用を口頭で説明するタイミングとして最も多いのは妊婦健康診査初回時であり、5割を超えている。

質問16：費用を説明するタイミング（複数回答）
（質問15で1.口頭で説明と回答した場合に回答）



妊婦健康診査について提示している費用として、最も多いのは各回ごとの費用（約6割）、次に多いのは健診項目ごとの費用（約4割）である。

質問17：提示している費用（複数回答）
（質問16で1～4.のいずれかを回答した場合に回答）



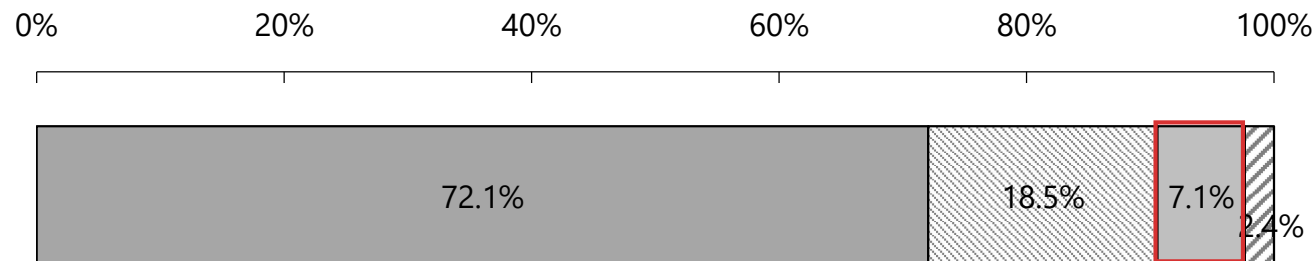
4.その他の内訳

- ・（自己負担が発生する時など）必要に応じて提示（5件）
- ・追加費用はかからないと説明、またはかからないので提示しない（3件）
- ・追加検査が発生した場合に提示（2件）

（N = 340）

約9割の医療機関で追加的な健診項目の費用と検査内容について説明している一方で、7%の医療機関は追加的な検査の内容を説明していなかった。

質問19：追加的な健診項目の費用に合わせた検査内容の説明有無（単一回答）
（質問16で1～4.のいずれかを回答した場合に回答）



その他の内訳
・追加的な検査なし（6件）

- 1.費用と併せて追加的な検査の内容を説明している
- ▨ 2.費用と同時ではなく、別個に説明している
- 3.追加的な検査の内容について説明していない
- ▨ 4.その他

(N = 340)

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究」

市区町村アンケート調査結果概要

全国の市区町村に妊婦健康診査事業に関するアンケートを送付し、悉皆調査を実施

市区町村向けアンケート調査の概要

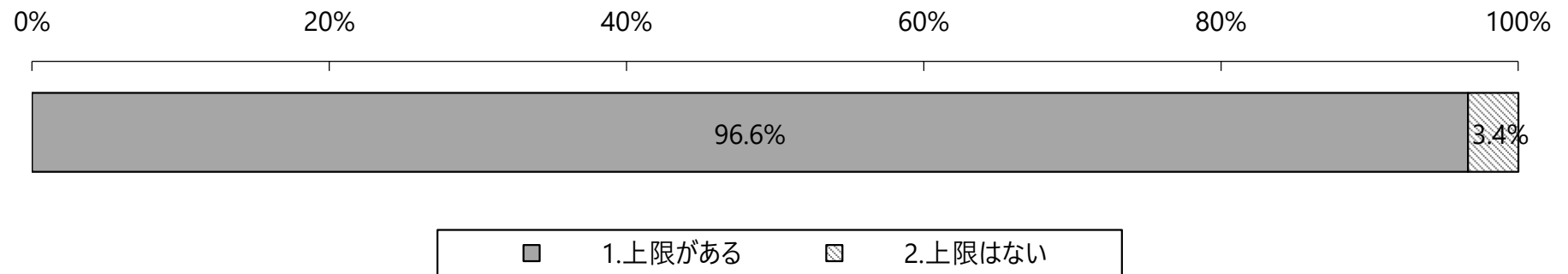
目的	- 妊婦健康診査事業の費用負担に関する現状及び工夫の把握 - 情報連携上の工夫や課題の把握
手法	メールによりアンケート調査票を送付
対象	1,741市区町村
実施期間	2022年11月14日～12月2日
有効回答率	76.6%（有効回答数は1,333市区町村）

妊婦健康診査事業について、下記の項目について調査を実施

調査全体像				
目的	把握事項	対応する設問群		
基礎情報 把握	基本情報	属性	Q1：市区町村名	Q2：人口（令和4年4月1日時点）
			Q3：年間出生数（令和3年度）	
妊婦健診 事業の 実施状況	実施状況	実施有無	Q4：費用助成の回数	Q5：平均利用回数
			Q6：委託内容（健診項目）	Q7：委託方法
			Q8：委託先の範囲	
		費用助成の 条件等	Q9：費用助成の方法	Q10：委託単価
			Q11：母子健康手帳交付要件	Q12：母子健康手帳交付前の健診・検査の助成有無
			Q13：母子健康手帳交付前の健診・検査助成方法	Q14：里帰り出産の健診助成有無
			Q15：里帰り出産の健診助成方法	Q16：40週を超えた場合の助成有無
			Q17：40週を超えた場合の助成方法	
		体制構築上の 課題	Q18：費用負担上の課題	
	工夫と課題			

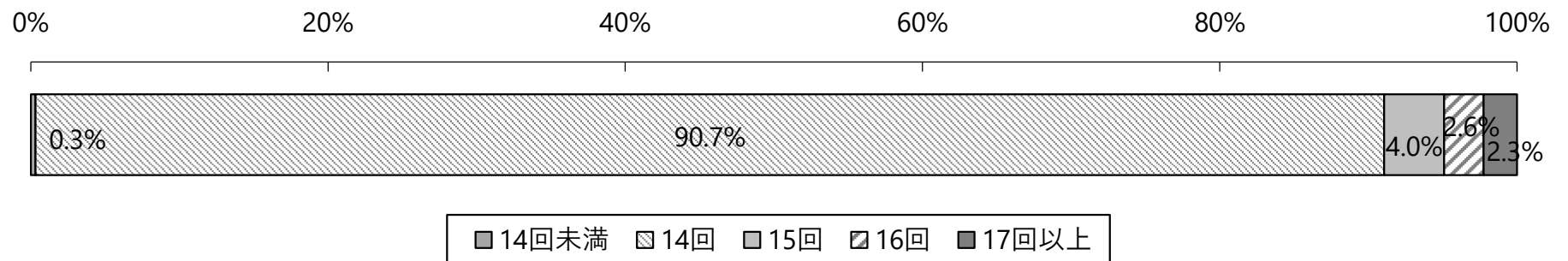
9割超の市区町村で妊婦健診の上限回数を設けており、そのうち9割超の市区町村では上限回数は14回としていた。

質問4 (1) : 上限回数の有無 (単一回答)



(N = 1,331)

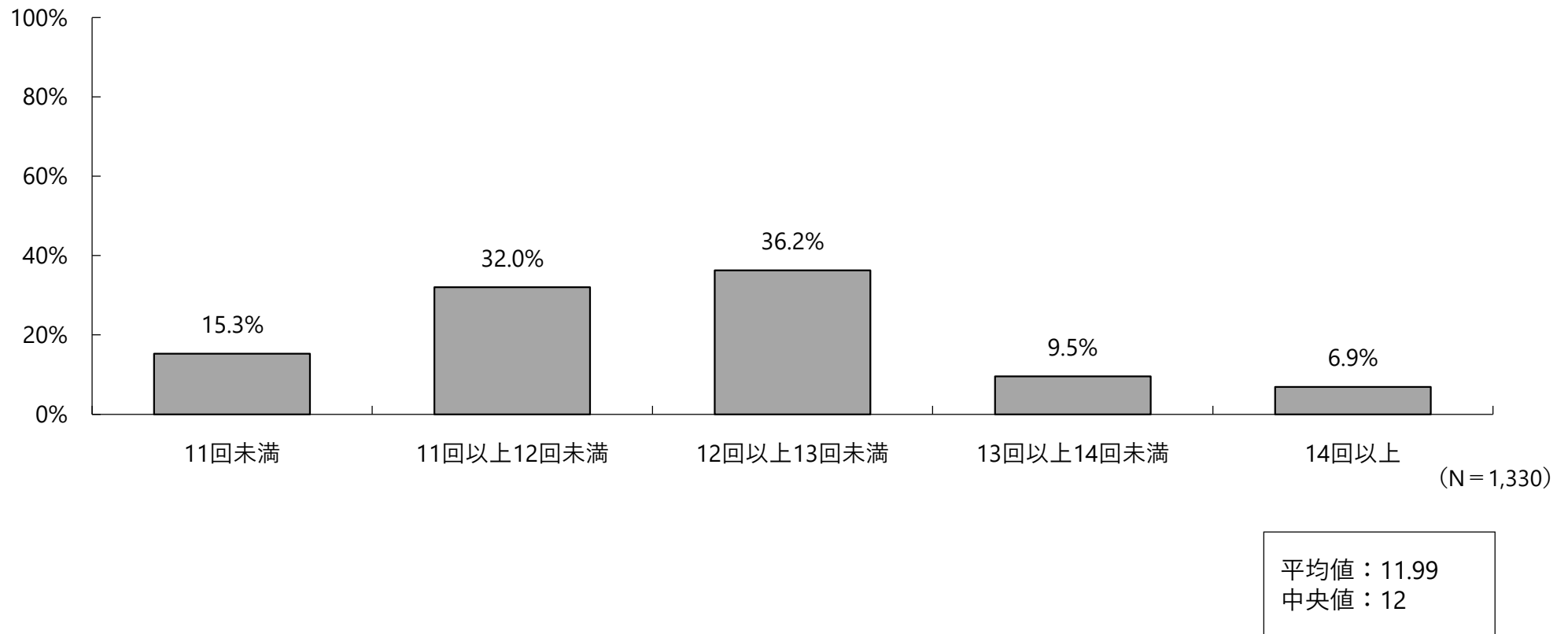
質問4 (2) : 上限がある場合 上限回数 (単一回答)



(N = 1,286)

平均的な実施回数としては14回を下回り、約12回が全国的な平均回数となっている。(注)

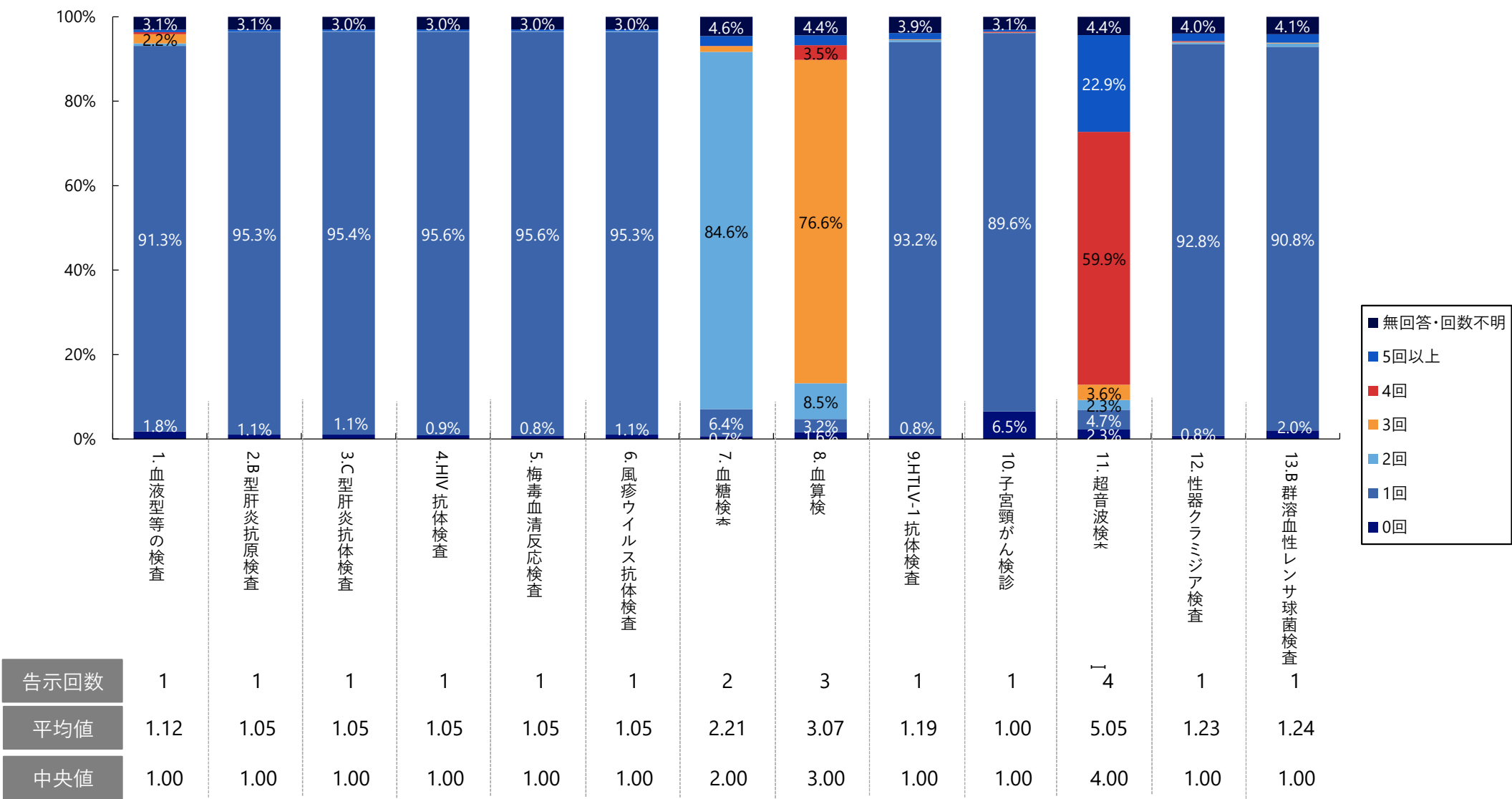
質問5：妊婦1人当たりの妊婦健康診査費用負担 平均実施回数（単一回答）



注) 妊娠40週未満で出産する場合もあるため、14回に達しないことがある。

妊婦健康診査の項目別実施回数は以下のとおりであり、厚生労働省の告示に基づいて実施している市区町村が多いことが見て取れる。

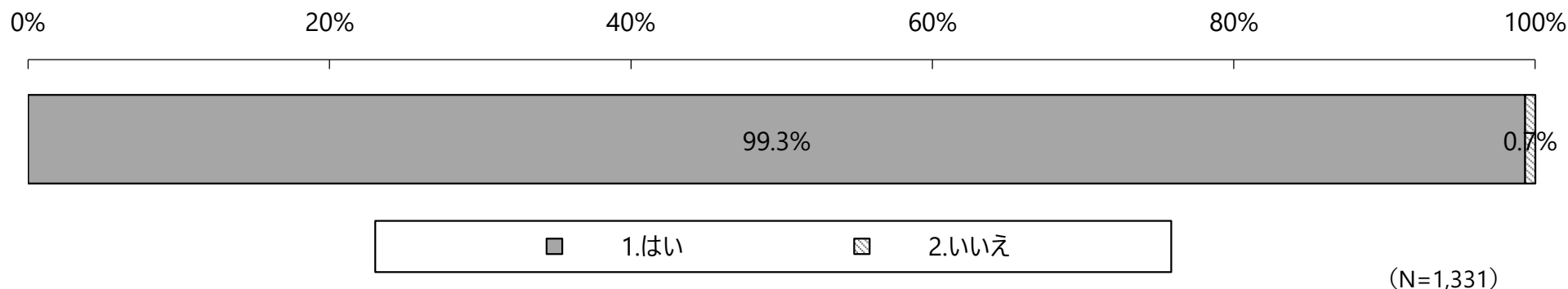
質問6：妊婦健康診査 項目別実施回数（複数回答）



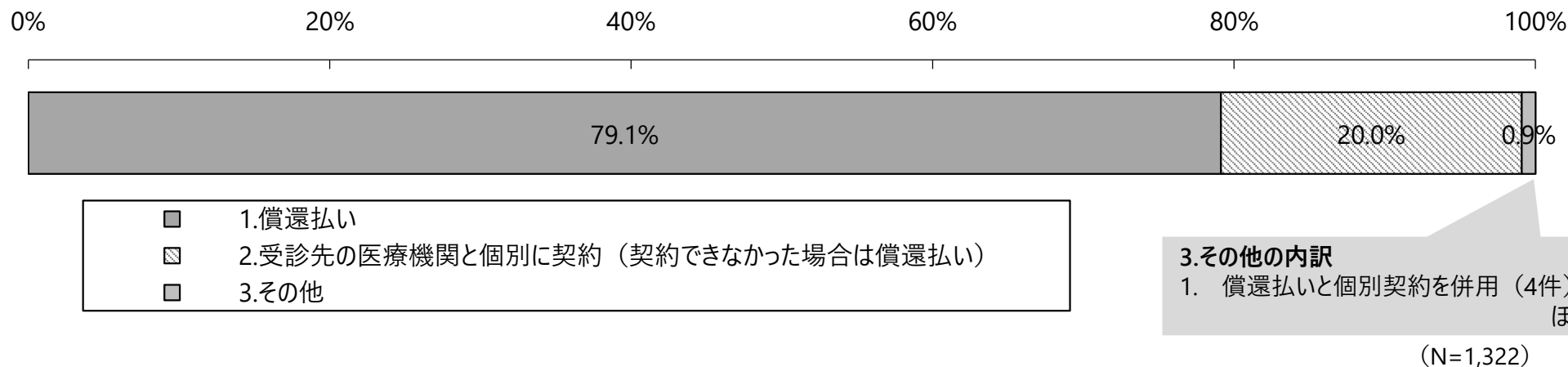
(N=1,331)

市区町村アンケート | 単純集計 | 里帰り出産のために契約医療機関以外の医療機関で受診する場合の妊婦健康診査費用負担
ほとんどの市区町村が里帰り先での妊婦健康診査の費用負担を行っており、償還払いが主流である。

質問14：里帰り先での妊婦健康診査の費用負担の有無（単一回答）

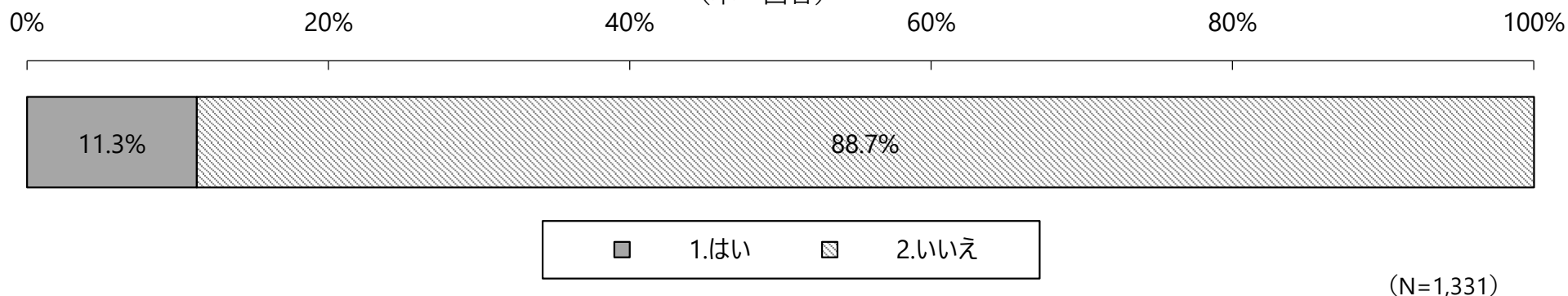


質問15：里帰り先での妊婦健康診査費用負担の対応方法（単一回答）
（質問14で1を選択した場合に回答）

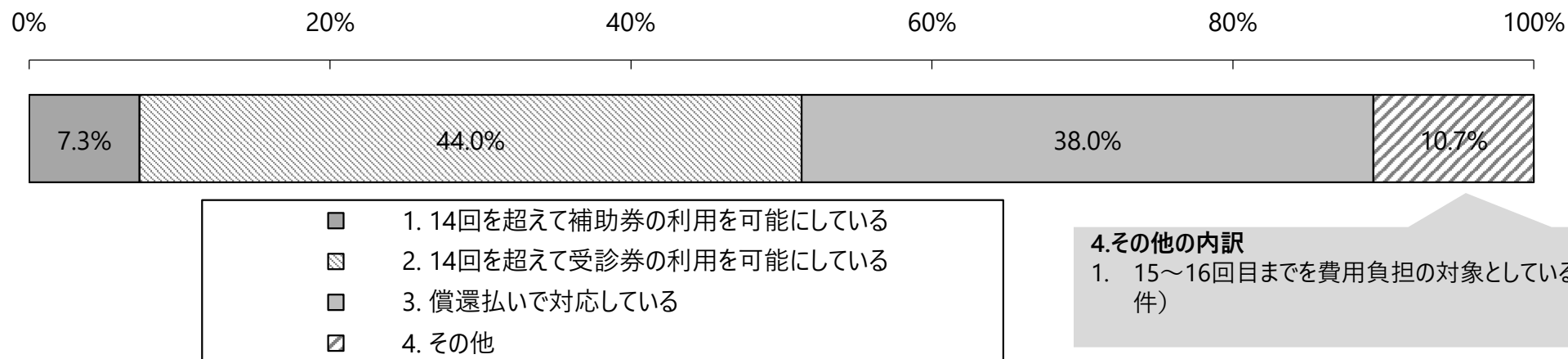


予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9割近い市区町村が公費負担していない。

質問16：予定日（40週）以降の妊婦健康診査における費用負担の有無
（単一回答）



質問17：14回を超えた分の妊婦健康診査費用負担の場合 対応方法（単一回答）
（質問16で1を選択した場合に回答）



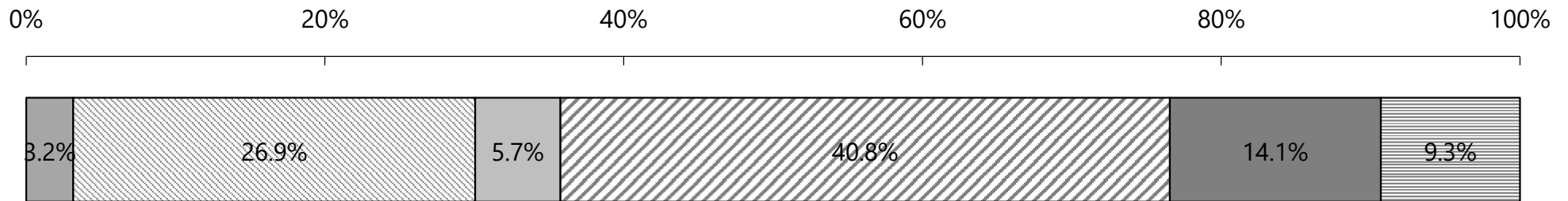
4. その他の内訳

1. 15～16回目までを費用負担の対象としている（11件）

ほか

多くの市区町村で集合契約や医師会との契約を結んでいる。

質問7(1)：妊婦健康診査の委託方法（単一回答）※選択肢順



■ 1. 市区町村単独で医療機関に委託している

▣ 2. 市区町村単独で県医師会または群市区医師会と契約を結んでいる

■ 3. 複数の市区町村で集合契約を結んでいる

▣ 4. 都道府県単位で集合契約を結んでいる

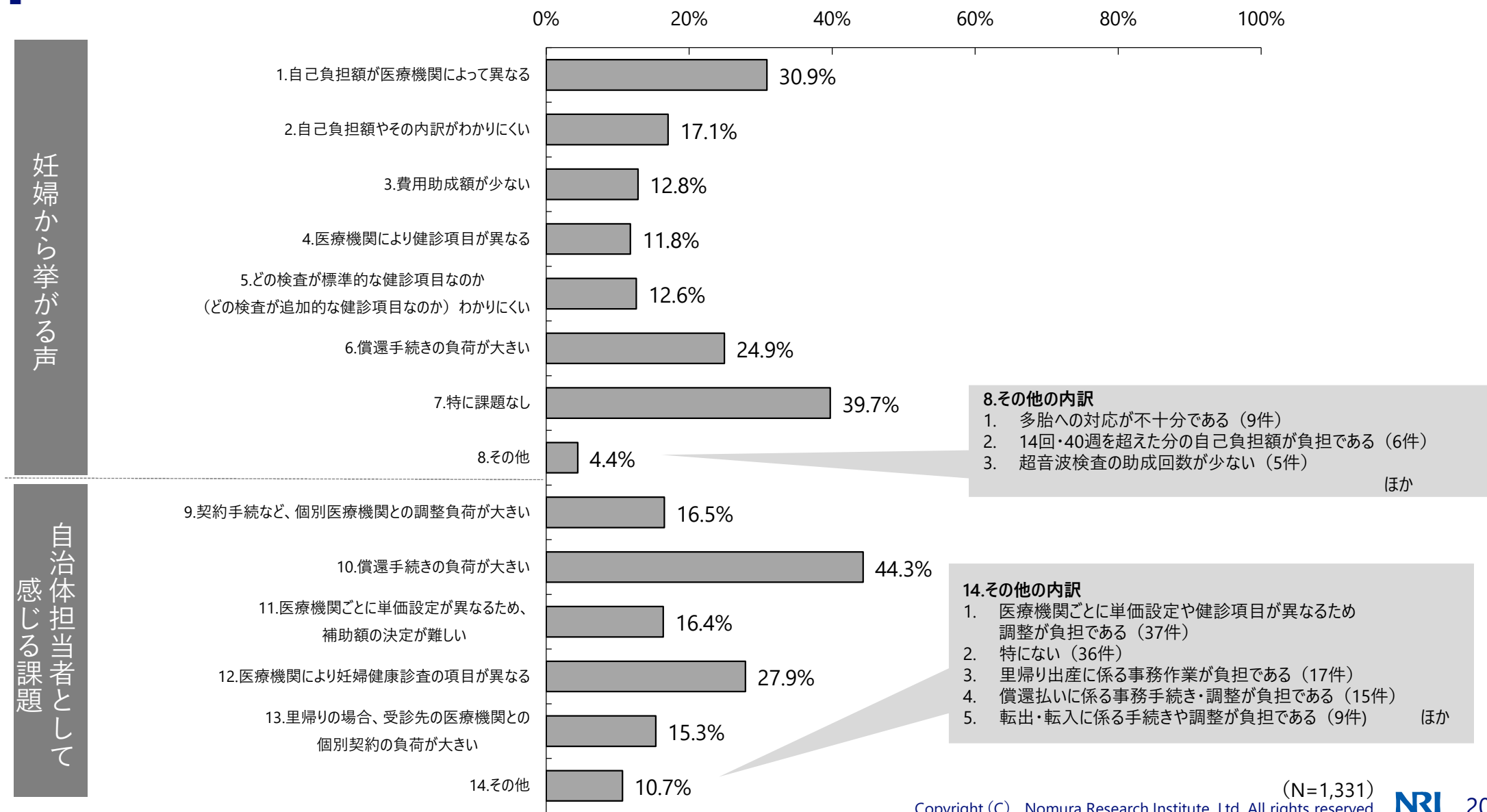
■ 5. 個別契約と集合契約を併用している

▣ 6. その他

(N=1,331)

妊婦健康診査における妊婦から挙がる課題としては「医療機関ごとの自己負担額の差」が多い。また、市区町村担当者及び妊産婦共に償還払いの手続きを負担に感じており、手続きの簡素化が求められる。

質問18：妊婦健康診査の費用負担における課題（複数回答）



(N=1,331)

(参 考)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)

第 1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね 4 週間に 1 回
 - 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね 2 週間に 1 回
 - 妊娠36週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回
- 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第 2 妊婦健康診査の内容等

- 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。
 - 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。
 - 検査 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。
 - 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。
- 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に 1 回
B 型肝炎抗原検査	
C 型肝炎抗体検査	
H I V 抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に 1 回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回
血算検査	妊娠初期に 1 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
H T L V - 1 抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に 1 回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に 2 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
B 群溶血性レンサ球菌（G B S）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に 1 回

第 3 市町村の責務

- 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。